

1.次期計画の基本事項について

（１）策定の目的

福岡市福祉のまちづくり条例に基づき、保健・医療・福祉に関する施策の総合的、効果的な推進を図る。

（２）計画の位置付け

○本計画は、福岡市福祉のまちづくり条例第10条に定める「福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本となる計画」である。

○下記法定計画等を包含した計画として、一体的に策定する。

・市町村地域福祉計画　・市町村健康増進計画　・市町村老人福祉計画　・市町村障害者計画

(3) 計画期間

令和9年度から令和14年度までの**6年間**とする。

※介護保険事業計画 第10期（令和9～11年）、第11期（令和12～14年）

※障がい福祉計画 第8期（令和9～11年）、第9期（令和12～14年）

障がい児福祉計画 第4期（令和9～11年）、第5期（令和12～14年）

名称	計画期間						計画の性格
	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	
福岡市 保健福祉総合計画	次期計画						・市条例に基づく福祉のまちづくりに関する基本計画 ・下記の法定計画等を包含 ■市町村地域福祉計画 ■市町村健康増進計画 ■市町村老人福祉計画 ■市町村障害者計画
福岡市 介護保険事業計画	第10期計画	第11期計画					■市町村介護保険事業計画 介護保険事業の円滑な実施のため、3年を1期として策定する計画
福岡市 障がい福祉計画 / 障がい児福祉計画	第8期 / 第4期計画	第9期 / 第5期計画					■市町村障害福祉計画 / 市町村障害児福祉計画 障がい福祉サービスの提供体制の確保や推進のため、3年を1期として策定する計画

2.審議体制及びスケジュール（案）

（１）審議体制

審議体制	人数（うち、臨時委員数）	設置根拠
審議会（総会）	34人（－）	福岡市保健福祉審議会条例第1条
地域保健福祉専門分科会	18人（5人）	福岡市保健福祉審議会条例第7条
健康づくり専門分科会	20人（8人）	
高齢者保健福祉専門分科会	18人（5人）	
障がい者保健福祉専門分科会	21人（8人）	
調整会議（審議会正副委員長及び各専門分科会正副会長で構成）	11人（－）	福岡市保健福祉審議会調整会議設置要綱第1条

(2) スケジュール (案)

(◆：審議会、■：議会)

	計画の名称	審議体制	令和7年度										令和8年度										令和9年度													
			8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4～													
審議スケジュール	福岡市 保健福祉総合計画	総会	◆ (8/5)	策定方針										計画素案										計画原案			◆ 答 申	次 期 計 画								
		各専門分科会 (地域・健康づくり・ 高齢者・障がい者)		素案審議（2回程度）					原案審議（2回程度）																											
		第10期福岡市 介護保険事業計画							原案審議（4回程度）																											
	第8期福岡市 障がい福祉計画 / 第4期福岡市 障がい児福祉計画						原案審議（2回程度）																													
市の動き			諮 問	高齢者実態調査										議会報告 (計画素案)										議会報告 (計画原案)										ハブリック ・コメント	委員改選	
				障がい児・者等実態調査																																

3. 次期計画策定にあたっての課題等

(1) 現行計画における主な取組みの状況 (参考資料1・2参照)

- ・地域において、ふれあいサロンやよかトレ実践ステーションなどの多様な地域福祉活動や健康づくりの取組みが充実
- ・認知症フレンドリーセンターを拠点に、ユマニチュードの普及や認知症の人が活躍できる場の創出をはじめとした認知症施策の情報発信を拡大
- ・高齢者の地域の身近な相談窓口であるいきいきセンターが地域包括ケアの拠点として定着
- ・高齢化の進展により要介護認定者数が増加しているが、フレイルのリスクが高い高齢者への個別訪問や通いの場を活用した健康教育・健康相談などの高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施などにより、年齢階層別の要介護認定率が低下
- ・区障がい者基幹相談支援センターのコーディネーター増員や障がい者のグループホームの設置促進による安定した地域生活を支援
- ・障がい者の工賃向上の支援や就労支援センターによる就労支援などにより、障がい者の社会参加を促進
- ・保健所を再編し、感染症の調査や検査、食中毒への対応、精神保健分野における措置入院や退院後支援などの広域的・専門的機能を強化

(2) 福岡市の保健福祉を取り巻く状況 (参考資料3参照)

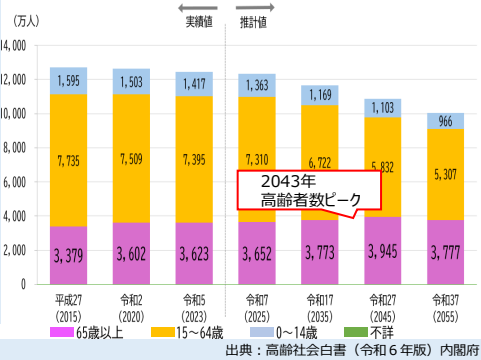
- ・福岡市の高齢者数は全国でピークを迎える2043年(推計3,953万人)以降も増加の見込み
- ・単身高齢者世帯、認知症高齢者数は、今後も増加の見込み
- ・身体障がい者数は横ばいで推移する一方、知的障がい者数及び精神障がい者数が増加
- ・高齢者数や障がい者数の増加により、医療・福祉のニーズは今後も増大
- ・平均寿命と健康寿命の差は男性9.07年、女性11.60年である(全国：男性8.99年、女性12.26年)



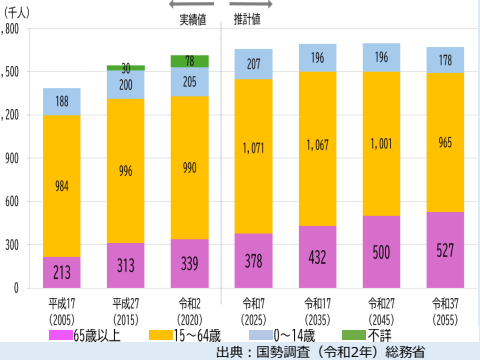
(3) 次期計画策定に向けた課題

- ・従来の属性別の支援体制では十分な対応が難しい複合化・複雑化した課題が増加している
- ・高齢化のさらなる進展や障がい者数の増加に伴い、身体機能、認知機能に配慮した環境整備や、年齢や障がいの有無に関係なく、意欲や個性に応じて活躍し続けられる支援策が必要である
- ・将来を見据えた健康づくりの施策や重度化防止の施策、介護サービスの持続可能な提供体制の確保等の取組みが必要である
- ・強度行動障がいがある人や、医療的ケアが必要な障がい児・者などの本人とその家族へのさらなる支援が求められている
- ・新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、感染症危機に備えた対策の強化が必要である
- ・災害への備えとして、福祉避難所の確保に加え、保健医療福祉活動に係る体制整備が求められている

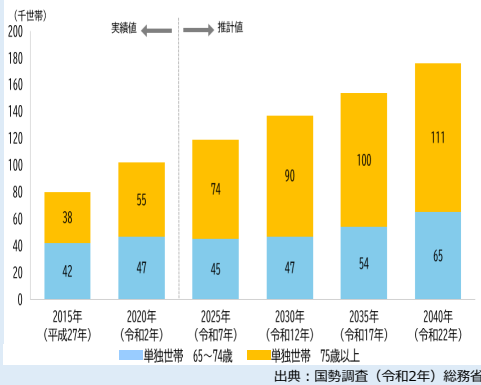
① 全国における年齢階層別の人口の推移と将来推計



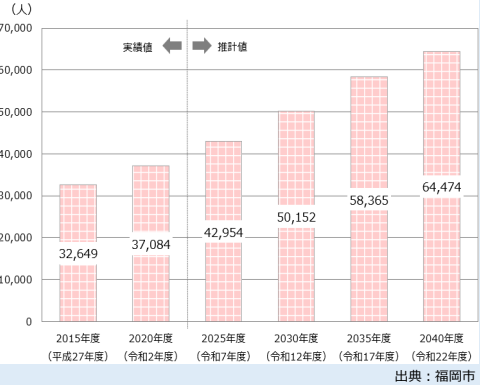
② 福岡市における年齢階層別の人口の推移と将来推計



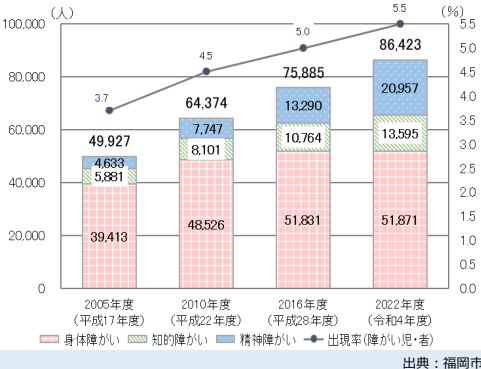
③ 福岡市における高齢者単独世帯数の推移と将来推計



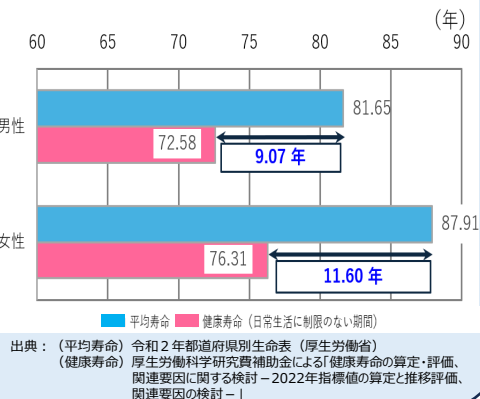
④ 福岡市における認知症高齢者数の推移と将来推計



⑤ 福岡市における障がい児・者数の推移



⑥ 福岡市における平均寿命(令和2年)と健康寿命(令和4年)の差



4.次期計画の方向性（案）

現行計画（R3～R8）

- 基本理念**
- 市民が自立し、かつ相互に連携して支え合うという精神のもとに、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるハード・ソフト両面に調和のとれた健康福祉のまちづくり
- 2040年のあるべき姿**
- ・いつまでも健康で生きがいを持ちながら活躍できる社会
・様々な主体が共に関わり合い、地域課題の解決に向け、力を発揮できる社会
・福祉におけるアジアのモデルとなる社会
- 地域共生社会の実現**
- 年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず地域で暮らすすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会の実現
- 2040年のあるべき姿の実現に向けた基本的方針**
- 支え合う福祉の充実
『ひとづくり』『しくみづくり』『まちづくり』

地域分野	基本理念 ・基本目標・施策
健康・医療分野	基本理念 ・基本目標・施策
高齢者分野	基本理念 ・基本目標・施策
障がい者分野	基本理念 ・基本目標・施策

次期計画（R9～R14）

目指す姿（案）

誰もが認め合い、支え合い、自分らしく安心して暮らせる人生100年時代のまち

人生100年時代を見据え、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、一人ひとりが互いを尊重し、多様性を認め合い、様々な主体が地域を構成する一員として支え合うとともに、誰もが心身ともに健やかに意欲や個性に応じて活躍でき、保健・医療・福祉のサービスなどにより、すべての人が安心して暮らせる、誰一人取り残されない地域共生社会の実現を目指します。

目 標（案）	施 策（案）	主な取組み例
【目標1】 地域とともに生き、 支え合えるまちをつくる	多様性の尊重、意識啓発	・支え合う共生の意識の醸成 ・認知症施策の国内外への発信
	地域における 包括的な支援の推進	・地域包括ケアの推進 ・複合化・複雑化した課題への関係機関と連携した支援
	地域福祉活動の促進	・社会福祉協議会や民生委員の活動の支援
【目標2】 市民一人ひとりが 健やかにいきいきと 活躍できるまちをつくる	健康づくりの推進	・世代（対象）に応じた健康づくりやフレイル予防の推進 ・自殺対策やひきこもり支援などところの健康づくりの推進
	社会参加の促進	・就労やスポーツなどを通じた生きがいづくりの推進
【目標3】 すべての人が 安心して暮らせるまちをつくる	適切な医療、介護・障がい サービスの提供	・介護サービスの持続可能な提供体制の確保 ・医療環境の充実・強化
	特に困難な状況にある人の支援	・強度行動障がいがある人や、医療的ケアが必要な障がい児・者などの 本人とその家族の支援
	安心な暮らしの確保	・感染症対策や食品衛生、環境衛生、動物愛護の推進
	災害への備えの充実	・福祉避難所の充実 ・大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制整備